

宮城県暴走族根絶の促進に関する条例

平成十年十二月二十二日

宮城県条例第四十八号

宮城県暴走族根絶の促進に関する条例をここに公布する。

宮城県暴走族根絶の促進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県民、事業者、自動車等の運転者等、市町村、県等が一体となつて、暴走族根絶の促進を図り、もつて県民生活の安全と平穩の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自動車等 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
 - 二 暴走行為 法第六十八条又は法第七十一条の二の規定に違反する行為をいう。
 - 三 暴走族 その団体の構成員が集団的に暴走行為をすることを目的として結成された団体をいう。
 - 四 道路 法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。
 - 五 少年 二十歳に満たない者をいう。
 - 六 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
 - 七 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- (県民の責務)

第三条 県民は、県及び市町村が実施する暴走族根絶の促進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第四条 自動車等の部品の販売を業とする者は、変形ハンドルその他の暴走行為をすることを助長するおそれのある自動車等の部品を販売しないように努めるものとする。

2 自動車等の燃料の販売を業とする者は、法第六十二条の規定に違反する自動車等の運転者に対し、自動車等の燃料を販売しないように努めるものとする。

3 衣服等の刺しゅうを業とする者は、暴走行為又は暴走族に関する表示を衣服等に刺しゅうしないように努めるものとする。

(自動車等の運転者等の責務)

第五条 タクシー、トラックその他の自動車等の運転者は、暴走行為を発見した時は、遅滞なく、その旨を警察官に通報するように努めるものとする。

2 駐車場、空き地その他の暴走族が暴走行為をする際に常習的に集合する場所の管理者は、暴走族の集合を禁ずる旨を掲示するなど暴走族を集合させないための措置を講ずるように努めるものとする。

(市町村の責務)

第六条 市町村は、地域の実情に応じた暴走族根絶の促進に関する施策を策定し、これを実施するとともに、県が実施する暴走族根絶の促進に関する施策に協力するものとする。

(県の責務)

第七条 県は、総合的かつ広域的な暴走族根絶の促進に関する施策を策定し、これを実施するとともに、その実施について県民、事業者、自動車等の運転者等、市町村及び国に対して必要な協力要請を行うものとする。

(基本方針)

第八条 県は、前条の施策を推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 暴走族根絶の促進に関する県民、事業者及び自動車等の運転者等の啓発及び意識の高揚に関する事項

二 暴走族根絶促進モデル市町村の指定及び暴走族根絶促進モデル事業の実施に関する事項

三 中学校、高等学校等における暴走族加入阻止教室の実施に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、暴走族根絶の促進に関し必要な事項

3 県は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

（暴走族根絶促進モデル市町村の指定等）

第九条 県は、特に暴走族根絶の促進を図る必要があると認める市町村を暴走族根絶促進モデル市町村として指定するものとする。

2 県は、前項の指定をしようとする場合は、当該市町村の長の意見を聴くものとする。

3 県は、暴走族根絶促進モデル市町村の区域において、暴走族根絶促進モデル事業を実施するものとする。

（市町村への援助）

第十条 県は、市町村が実施する暴走族根絶の促進に関する施策に関し、必要に応じ、情報の提供、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

（暴走族加入等の勧誘等の禁止）

第十一条 何人も、少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暴走族に加入することを勧誘し、又は暴走族に加入させる目的で面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をすること。

二 暴走族から脱退することを妨害すること。

三 法第六十八条の規定に違反する行為をするように勧誘し、又は同条の規定に違反する行為をさせる目的で面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をすること。

(暴走族に加入している者からの金品收受等の禁止)

第十二条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暴走族の存続を助長し、又は暴走行為をすることを容認する対償として、暴走族に加入している者に対し、会費、面倒見代、祝い金、見舞金等名目のいかんを問わず金品その他の財産上の利益(以下「金品等」という。)の供与を要求し、若しくは約束させ、又は暴走族に加入している者から金品等を收受すること。

二 暴走族に加入している者に対し、その対価の全部又は一部が暴力団又は暴力団員の収益となることを知りながら、ステッカー、興行の入場券その他の物品を販売し、又は販売させること。

(暴走行為のあおり行為の禁止)

第十三条 不特定又は多数の者が道路、公園、広場、駅、ふ頭その他の公共の場所に集合した場合において、当該集合した者は、現に暴走行為を行っている者に対し、声援、拍手、手振り、身振り、若しくは旗、のぼり、鉄パイプその他これらに類する物を振ることにより、又は爆竹、花火、かんしゃく玉、発煙筒その他これらに類する物を使用することにより当該暴走行為をあおってはならない。

(重点区域の指定)

第十四条 公安委員会は、前条に規定する暴走行為をあおる行為が頻繁に行われていると認める区域を、暴走行為助長禁止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

2 公安委員会は、前項の規定により重点区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 前項の規定は、重点区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(罰則)

第十五条 第十一条又は第十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 重点区域において、第十三条の規定に違反して、法第六十八条の規定に違反する行為をおつた者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年三月十日条例第三号)

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。